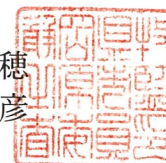


牧之原市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、牧之原市長から監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年1月6日

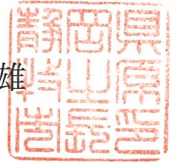
牧之原市監査委員 飯塚 貴穂
同 大井 俊彦



牧 総 第 216 号
令和 4 年 1 月 4 日

牧之原市監査委員 飯塚 貴穂 様
牧之原市監査委員 大井 俊彦 様

牧之原市長 杉本 基久雄



財政援助団体等監査に関する報告及び意見について

令和 3 年 8 月 25 日付け牧監第 48 号により通知のあった財政援助団体等監査
に関する報告及び意見について、別紙のとおり措置状況を報告します。

牧之原市役所総務課
担当：八木
電話：0548-23-0050



令和3年度の監査指摘事項に対する措置状況について

社会福祉課

令和3年度の財政援助団体等監査において、監査委員が指摘（意見・要望）した事項に対する措置状況

監 査 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>【共通】</p> <p>(1) 社会福祉活動の推進事業等に要する経費として、補助金の大部分を人件費に充てている。そのことから社会福祉活動の推進事業の現状把握及び評価を行うとともに、補助金が活かされるよう市と社会福祉協議会が十分な連携を図っていただきたい。</p> <p>(2) 戦没者遺族等援護事業であるが、戦没者遺族会の運営は、高齢化により全国的にみても遺族の方が少なくなってきたおり、孫などに引き継いで事業をやっていくという動きがあると聞いている。戦没者をたたえること、霊園の顕彰と慰霊に努めるということなど、将来に継続していくことが今の平和を保つことであり、若い世代のためにも続けていってほしい事業であるので留意されたい</p>	<p>【共通】</p> <p>(1) 社会福祉協議会は、地域住民の福祉の向上を図るため、社会福祉活動を事業展開している重要な機関です。</p> <p>補助金の大部分を占める人件費については、予算ヒアリング及び実績報告時にて現状把握及び評価に努めます。</p> <p>また、市と社会福祉協議会が適切な役割分担を行い連携し、情報共有することで、地域福祉施策の効率化や有効性の向上を図ります。</p> <p>(2) 市遺族会の会員数は、高齢化等の理由により、年々減少傾向にあります。各地区慰霊祭の実施及び霊園の管理等は継続して実施されており、今後も引き続き、各地区慰霊祭等の援護事業に対し支援していきます。</p> <p>また、先の大戦の記憶を後世へ継承していくことが重要であることから、市主催の戦没者追悼式に若い世代が参加いただくよう、特別弔慰金申請時に式典の案内を行っていきます。</p>

監 査 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>【牧之原市社会福祉協議会】</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により中止せざるを得ない事業が多くあり、また、人と接する場面でも大変神経を使い、ご苦労があったことに感謝申し上げたい。</p> <p>(2) 小額の消耗品費の支払いについて、担当者が商品購入後、領収書を出納担当者に持参して現金を受け取るという立替払いを数回行っている。経理規定には小口現金による概算払いを定めているので、その規定に沿って処理されたい。</p> <p>(3) 消耗品費などの小額な支払いに振込手数料がかかっている。経費の削減が言われている中でもあるので、小口現金を利用するなどの支払いを検討されたい。</p> <p>(4) 地域の絆が薄くなってきている状況の中、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止になり、加速して絆づくりが停滞するおそれがある、このようなことから、コロナ収束後は、地域福祉事業、高齢者の居場所づくりや地域の交流事業などについて積極的に取り組むことで早期な原状回復を期待する。</p>	<p>【牧之原市社会福祉協議会】</p> <p>(1) 今後も感染予防の徹底を図りながら、事業の実施に努めて参ります。</p> <p>(2) 購入前に小口現金を受け取って支払うように指導して参ります。</p> <p>(3) 監査後、1,000円未満の商品については小口現金を利用し、1,000円以上の場合は振り込みで対応するように全部署に指導しました。</p> <p>(4) コロナ禍でもできる事業は続け、地域のつながりや居場所づくりを実施しています。コロナ収束後の展開については、法人内で準備し、早急に地域に出かけられるよう進めて参ります。</p>